石橋議員（自民議連）

平成 28 年２月 25 日
教 育 長 答 弁 実 録
（ 教 育 委 員 会 ）

（問）ＬＧＢＴに関する教員への教育と当事者への対応について

ＬＧＢＴの認知度の高まりに伴い，当事者に対して，どのような配慮をするべきか，どのような配慮ができるかという議論が高まりつつある。

ＬＧＢＴに対する理解度の低い社会では，当事者は，悩みを一人で抱え込んでしまうことになり，一説にはＬＧＢＴ当事者の自殺リスクは非当事者の６倍とも言われている。

ＬＧＢＴに対する認知度の向上，理解の促進を図ると共に，当事者に対して適切な対応をしていくことが必要であり，中でも子供達への対応は急務であることから，文部科学省も子供達に対してきめ細かな対応を求める通知を出している。

今後ＬＧＢＴに関する教育に携わる教員への研修・指導などの取組について，また併せて，当事者である児童生徒，並びに教員に対する学校現場での対応の必要性について，教育長の認識を伺う。

（答）

いわゆる「性的マイノリティ」に係る対応につきましては，児童生徒に限らず，教職員につきましても，個別の事案に応じ，その心情などに配慮した対応が必要であると認識しております。

このため，各学校におきましては，児童生徒が相談しやすい環境を整え，個別の状況に応じて，服装の変更や更衣室・トイレ使用時の配慮などが行われるよう指導しているところであり，教職員への支援につきましても，同様に適切な対応がなされるよう，様々な機会を捉えて校長等を指導しており，さらに徹底を図ってまいります。

教育委員会といたしましては，「性的マイノリティ」に係る教職員の意識啓発や指導力の向上を図るとともに，指導資料や学習教材を作成することを検討することとしており，発達段階に応じて，児童生徒が性的多様性について正しい認識がもてるよう，指導の充実を図ってまいります。